

周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例制定について

周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例

周南市準用河川管理条例（平成15年周南市条例第222号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表を次のように改める。

名称	占用物件	単位	占用料（円）
電柱	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
電話柱	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
電線	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下電線その他地下に設ける線類		3
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26
	外径が0.1メートル		38

	以上0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260
	外径が1メートル以上のもの		510
広告塔、看板、広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	870
囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場		占有面積1平方メートルにつき1月	87
露店その他これに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1日	9
その他のもの		<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう又は通路 占有面積1平方メートルにつき1年 475円 ・その他の工作物 占有面積1平方メートルにつき1年 630円 	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、改正後の周南市準用河川管理条例の規定は、同日以後の準用河川に係る占有について適用し、同日前の占有については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市準用河川管理条例新旧対照表

現行				改正案			
別表第2（第4条関係） 土地占用料				別表第2（第4条関係） 土地占用料			
名称	占用物件	単位	占用料 (円)	名称	占用物件	単位	占用料 (円)
電柱	第1種電柱	1本につき1年	<u>420</u>	電柱	第1種電柱	1本につき1年	<u>480</u>
	第2種電柱		<u>650</u>		第2種電柱		<u>730</u>
	第3種電柱		<u>880</u>		第3種電柱		<u>990</u>
電話柱	第1種電話柱		<u>380</u>	電話柱	第1種電話柱		<u>430</u>
	第2種電話柱		<u>610</u>		第2種電話柱		<u>680</u>
	第3種電話柱		<u>830</u>		第3種電話柱		<u>940</u>
電線	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	電線	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下電線その他地下に設ける線類		<u>2</u>		地下電線その他地下に設ける線類		<u>3</u>
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>18</u>

現行				改正案			
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>26</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>34</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>38</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>45</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>68</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>77</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>91</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>180</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル		<u>230</u>		外径が0.7メートル以上1メートル		<u>260</u>

現行				改正案			
	未満のもの				未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの		<u>450</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>510</u>
広告塔、看板、広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>	広告塔、看板、広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870</u>
囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>96</u>	囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>
露店その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>10</u>	露店その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>9</u>
その他のもの		<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋りょう又は通路 占用面積1平方メートルにつき1年475円 ・ その他の工作物 占用面積1平方メートルにつき1年630円 		その他のもの		<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋りょう又は通路 占用面積1平方メートルにつき1年 475円 ・ その他の工作物 占用面積1平方メートルにつき1年 630円 	
(略)				(略)			